

みなさん、おはようございます。日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。
通告に従い順次質問いたします。

まず、倉敷市立児島市民病院について、策定中の『倉敷市立児島市民病院改革プラン(素案)』から3点お尋ねします。

改革プランは、現在、児島市民病院経営健全化検討委員会において、策定作業が進められ、現在第4回検討委員会の協議結果をもって、パブリックコメントに付されています。

検討委員会で、内科医師の大量退職から端を発した児島市民病院の危機を打開するため、さらには今後の児島市民病院の発展方向を示していくため、真摯な協議がなされていることは、第2回、第3回の検討委員会を傍聴させていただいた私にも感じ取ることが出来ました。今後の議論を注意深く見ていきたいと思っています。

さて、改革プランは総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」に沿った形、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の3つの柱で作成することとされていました。私は度々この壇上で、「公立病院改革ガイドラインは自治体病院の切り捨て、地域医療を切り捨てるもの」と問題点を指摘し、「ガイドラインに沿った形でのプラン作成はするべきではない」と申し上げてきました。

そこで1点目の質問ですが、プラン策定にあたっては改革の目指すべき方向性が肝心だと思います。確認しますが、児島市民病院改革プランの目指す方向は、公的医療機関の果たすべき役割としての医療の提供、さらには専門医のキャリア・能力を活かした先進・専門医療の提供という新たな医療の追加などを含め、児島の地域に根ざした中核病院としての機能・役割を充実させていくことである、と考えますがどうですか答弁を求めます。

2点目は周産期医療についてお尋ねします。

素案の中でも触れられていますが、平成20年10月児島市民病院分娩受け入れ中止から、児島地域には分娩を扱う医療機関・助産所が全く無い状況が続いています。産科医師の招へいについては先日の藤井議員への答弁で「大変厳しい」とのことでした。力を尽くされているとは思いますが、招へいに向けてなお一層の努力を求めておきたいと思います。

また、素案では院内助産所・助産師外来について触れられています。複数の産科医師の招へいに困難が伴うのであれば、せめて正常分娩には対応できる院内助産所の開設も視野に入れるべきではないでしょうか。非常勤ではありますが産科医師、常勤の小児科医師もおられます。また、助産師の能力・キャリアも発揮できるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

この項最後に、職員体制についてお尋ねします。

素案では医師の体制整備については具体的な数字が掲げられており、検討委員会の議論の中でも、医師派遣の母胎である岡山大学の病院長からも前向きな発言がなされていまし

た。この4月からは2名の常勤内科医師の着任が決まっていると先日答弁がありました。しかしながら、医師以外の職種の体制は今後どうなるのか示されていません、お示し下さい。とりわけ看護師の増員が必要と考えますどうですか、医師の増員にともない入院患者が増加するのは必至です。

また、非正規職員の割合が高いようですがこれで良しとするのですか、地域医療を支える人事体制として適切なのでしょうか、現場の声は正規職員の配置です。患者さんのためにも安心・安定した医療の提供のためには必要と考えます。答弁を求めます。

次の質問項目に移ります。学校教育について質問します。

まず、公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備についてであります。

文部科学省は、昨年12月25日、2008年度の全国の公立学校教職員の病気休職者の実態を公表しました。それによりますと、2008年度に病気のために休職した教職員は8578人と前年度より509人増え、過去最高を更新したとあります。このうち、うつ病など精神疾患は5400人、前年度比405人増とこちらも過去最高になり、増加の要因が精神疾患増にあることも判明しました。

この病気休職の背景にあるのは恒常的な長時間過密労働にあるとの指摘がされています。今まさに、子どもたちに豊かな教育を保障するうえでも、学校教職員の長時間労働が蔓延している事態をかえ、30人以下学級の実現などにより教職員定数増などの教育条件の改善が求められています。

倉敷市においても例外ではなく、あえて数字はあげませんが、月100時間を超える時間外勤務を行っている教職員も相当数見受けられるところです。

このような状況の中、学校現場でいのちと健康を守る活動の推進が急がれています。

文部科学省は、2006年4月3日、さらに2007年12月6日、労働時間の適正な把握に努めることや、長時間労働教職員への「医師による面接指導」の実施強化など、労働安全衛生管理体制の整備をすすめることなどの通知をおこないました。

今回、岡山県高等学校教職員組合から本市教育委員会に対して、「教育条件整備と教職員の待遇改善を求める要望書」が出されているとお聞きしています。その中で県立高校に比べ市立高校の労働安全衛生管理体制の整備が遅れている、県立高校に準じて体制の充実を図って欲しい旨の要望があり、私どもにも届けられました。

そこで、市立高校だけではなく、倉敷市立の学校等における労働安全衛生管理体制の整備・充実を求めて3点質問します。

まず、倉敷市立学校等において労働安全衛生法に基づく衛生管理者等の選任、衛生委員会等の設置、産業医等による面接指導体制の整備など労働安全衛生管理体制の現状はどのようなのか。

2点目は、教職員の労働時間の把握を適正に行い、労働安全衛生法上の対策は図られているのか。産業医等による面接指導などは行われているのか。

3点目は、全ての学校等に衛生委員会の設置など労働安全衛生管理体制の整備を行うこと。以上、答弁を求めます。

そしてその際、職場における安全衛生活動そのものが、教職員のみなさんへの負担とな

っては本末転倒です。申し添えておきます。

この項の 2 点目、倉敷市立高校の施設整備について質問します。

先に紹介した岡山県高等学校教職員組合の要望書では、学校の教育環境の施設整備についても多くの要望が出されています。校舎の老朽化が進んでいる、男女別の教職員休憩室・更衣室がない、教室へのエアコンの未設置などであります。先日、党市議団で真備陵南高校にお邪魔しました。ここでは、東校舎の各種教室へのエアコン設置、男女別の休憩室の設置などの要望が出されています。

生徒達の学ぶ環境、教職員の働く環境の整備を計画的にすすめていくべきだと考えますがどうですか。また、各学校の施設・設備の総点検が必要ではないですか。答弁を求めます。

この項の 3 点目、学校給食についてお尋ねします。

2 月 18 日に倉敷北学校給食共同調理場で異物混入事件が発生しました。重症者はなく事なきを得たではありますが、起きてはならないことであります。この共同調理場は約 3, 200 食を中学校 4 校に供給しています。

この事件は共同調理場でおこったことが被害の拡がりを招いたということです。もちろん給食調理員の方は、調理場が単独校方式であろうと共同調理場方式であろうと、安全で安心して美味しく食べられる給食を子ども達に提供することに誇りを持って取り組んでおられます。そのためにも今こそ、平成 12 年 12 月に出された「倉敷市 21 世紀学校給食検討委員会答申」を踏まえて給食調理場の整備をすすめていくときだと考えます。

私は答申を踏まえ、給食調理場の整備は単独校直営方式で行うべきと考えますが、整備方針は答申を尊重しすすめていくと理解してよろしいか、答弁を求めます。

次に学校給食を通じての地域との連携、地域への貢献についてお尋ねします。

学童保育児や独居老人に給食の提供をおこなってはどうか、という提案であります。学童保育を利用されている保護者の方にお話をお聞きすると、夏休みなどの昼食が大きな問題だそうです。手作り弁当を持ってこられる子はいいけれど、菓子パンやカップ麺の子どもも多いと言われていました。ここは学校給食の出番ではないでしょうか。先の答申の中にも「給食サービスを必要とする人々への学校給食の提供は、大きな社会貢献になる」と記されています。小学校区にある単独校のメリットを最大限に生かし、正規の給食調理員が配置されている学校で試行してはどうでしょうか。一方では、学校給食の稼働率の向上が言われている中、地域貢献でその任を果たすことが出来れば素晴らしいことではないでしょうか。昨年 9 月議会で、藤原議員が同様の質問をなさいましたが改めて提案させていただきます。答弁を求めます。

次の質問項目に移ります。扶養控除廃止の「税制改正」と子育て支援について質問します。

民主党政権は昨年 12 月、2010 年度税制「改正」大綱を閣議決定しました。「子ども手当」「高校授業料実質無償化」の財源として、所得税・住民税の年少分（16 歳未満）の扶

養控除の廃止のほか、特定扶養控除の高校生部分（16～18歳）の縮小を盛り込みました。

来年度予算案はこの2日衆議院を通過しましたが、審議を通じて明らかになってきたのは、子育て世帯に所得税・住民税の増税が押し付けられる。何らかの手だてがとられなければ、多くの社会保障制度で“雪だるま式”に負担の増える恐れがあることです。

私は、税金の集め方は応能負担原則と最低限度の生活を保障するために生活費には税金をかけない生計費非課税が基本と考えています。手当の財源としての扶養控除の廃止は認める訳にはまいりません。

また、財政のあり方については、二宮厚美神戸大大学院教授が2月24日、衆議院予算委員会中央公聴会で行った意見陳述に示されています。「格差社会が生み出した過剰資金があるので、これに対して適切に課税をする。そこから上がった財源をもって福祉の実現、社会保障の改善、医療とか、待機児童を解消し現行保育制度を拡充していく」そういう方向に向かうことが重要と指摘されました。財政における所得の再分配機能の基本だと考えます。市長の所信表明でも述べられていたように、「市民の暮らしと安心を守る」ということであれば、政治家として何処に解決に向けての立脚点をおくのか、ということが肝心となります。そこで、所得再分配機能に対する市長の基本的な認識をおうかがいするものです。

次に、扶養控除廃止にともなう税負担についてお尋ねします。

扶養控除部分というのは生活費には税金をかけないというコアの部分です。今回の「改正」にともない子育て世代は増税になります。増税になる納税義務者数はどれくらいになるのか、また市全体で市民税はどれくらいの増額が予想されるのかお答え下さい。

次に、高校授業料無償化、子ども手当など新制度と扶養控除廃止についてお尋ねします。

私も日本共産党はかねてより、高等教育を含む学校教育は無償が原則と考えています。また、低すぎる児童手当の拡充を求めてきた立場から、高校授業料の実質無償化、子ども手当の創設、それ自体については所得の再分配機能を強化するものとして評価しています。しかしながら、その財源を扶養控除廃止という「庶民増税抱き合わせ」で行うところに問題があり、受益者負担主義を持ち込むものであり、所得の再分配機能を弱めることにほかなりません。

私は知人から、「高校授業料が無料になったり、子ども手当が出来るけど、私のうちは既に高校授業料は免除されているので、控除廃止で増税だけになるのではないか、不安だ」という声が寄せられました。この方は中学生、高校生の二人のお子さんを育てる母子家庭のお母さんです。給与収入は約360万円、課税所得は78,000円です。したがって、所得税は3,900円です。扶養控除が廃止・縮減されますと課税所得は見かけ上、上昇し708,000円になります。所得税額は35,400円となり31,500円増です。同様に住民税は45,000円増となり、合わせて76,500円の増税になるわけです。さらに、市営住宅に入居されているので、所得が約60万円増になると家賃への影響も考えられるわけです。

また、高校に通っていないお子さんを持つ家庭にとっては増税になるだけです。

子ども手当が半額支給では月3,000円の収入増にしかならず、2011年1月以降は増税になります。増税がのしかかる2011年度以降、子ども手当が全額支給されるかどうかは、2

月 23 日の長妻厚労相の衆院本会議答弁でも「財源のあり方も含め、改めて検討する」と言うだけでまったく不透明であります。

このように制度の先の見通しは不透明だが庶民増税だけは決定しています。市民が不安を持つのは当たり前のことです。

そこで、高校授業料実質無償化、子ども手当など新制度導入のための財源を所得税・住民税の扶養控除廃止・縮減に求めることについて、倉敷市としてどう受けとめているのかお示し下さい。

この項最後に、扶養控除の廃止・縮減に伴う他の制度への連鎖的な影響についてお尋ねします。

政府税制調査会が把握しているだけでも、保育料など 23 項目に影響の及ぶことが明らかになっています。社会保障制度の多くは、その自己負担などが所得税額や住民税額などを基準にしているほか、住民税が非課税かどうかを基準にしている場合が多いため、扶養控除の廃止と連動して、他の制度の負担が「雪だるま式」に増えるということになります。

ここでは、保育料への影響についてお聞きしたいと思います。所得税の増加による影響をどのように把握しているのか、現在のままでの算定基準では負担の増大が発生することになります。市としてどう対応していくつもりかお示し下さい。

通告の 4 点目は保健福祉行政に関わって 3 点質問します。

介護保険は制度発足から 10 年目を迎えますが、所得の少ない高齢者が必要な介護サービスを受けられないという現実が大きな問題として広がっています。

介護や支援が必要と認定を受けたにもかかわらず、サービスを利用していない人が国保連「介護費の動向等」09 年上半期分の統計によると約 2 割、93 万人にものぼります。この利用を抑制する背景には何があるのでしょうか。

現在、国民年金の平均は約 48,000 円しかありません。わずかな年金から介護保険料や後期高齢者の保険料を差し引かれて、手元に残るのは本当にわずかです。介護の現場では、介護の必要からではなく、負担能力から逆算して、「月 10,000 円、5,000 円でケアプラン（利用計画）をつくってほしい」といった要求が常態化しているといわれています。貧しい年金水準と、1 割の利用料という応益負担が原因としてそこにあるのではないのでしょうか。

介護保険を積極的に評価し、推進してきた評論家の樋口恵子さんも、読売新聞の昨年 3 月 3 日付のインタビューで、今後の介護保険について「低所得者にもサービスを行き渡らせるために、原則 1 割の費用負担も見直すこと求めたい」「命にかかわる制度なので、政府が責任を持ってかかわってほしい」と述べられています。私もその通りだと思います。

そこでお聞きしますが、要介護認定を受けていても、利用料が原因で必要な介護サービスを受けられない人の実態把握は出来ているのでしょうか。また、低所得者にもサービスを行き渡らせるために、利用料 1 割負担の「応益負担」のあり方を見直すよう、国に求めるべきと考えますが市の考えはどうか。答弁を求めます。

次に、通院等乗降介助の利用拡大を求めて質問します。

乗降介助が必要な方が、入退院の時に乗降介助を利用できるように求めたいと思います。通院でも入院でも乗降介助が必要な状態にあることに変わりありません。

また、乗降介助の利用を居宅から病院等への往復のみでなく、市役所や郵便局など途中で複数の場所で乗降することを認めていただきたいと思います。あわせて答弁を求めます。

次に、倉敷市ねたきり高齢者等介護用品扶助費支給要綱を、介護者のいないひとり暮らしの高齢者の方にも適用できるよう要綱の改定を求めて質問します。

現行の要綱では、介護者へ助成する制度となっているため、介護者のいないひとり暮らしの高齢者の方には適用されません。そもそも、寝たきり高齢者などの福祉の充実を願って制度がつくられたという原点に立ち返るならば、この要綱をもっと利用しやすいものに変えるべきだと思います。

介護の現場からも多くの要望があり、わが市議団もこの場で求めてまいりました。介護者のいないひとり暮らしの高齢者の方にも適用できるよう要綱の改定を求めますが、当局の見解をおうかがいします。

この項の2点目は、後期高齢者医療制度について質問します。

民主党政権は後期高齢者医療制度の廃止を先送りしたうえに、約束していた保険料の負担軽減策も反故にしていまいりました。その結果、この4月より保険料が値上げとなり、先般開かれた岡山県後期高齢者医療広域連合議会において、一人当たり平均で年2,392円の保険料の引き上げが示されました。

保険料の引き上げを最小限にするためにということで、約21億4千万円の剰余金、11億7千万円の財政安定化基金を全額充てました。しかしながら、そもそも剰余金は被保険者が納めた保険料であります。ひどい話しではありませんか。

昨今の経済状況の悪化のもとで高齢者の暮らしは大変です。そのもとでの保険料の値上げは許されるものではありません。

現在、後期高齢者医療保険料が滞納となっている方はどれくらいおられるか、まずお尋ねします。

次に、市として保険料の値上げをどう受けとめていますか。

市長は昨年11月議会で、「この保険料の増加抑制については、9月30日付で全国後期高齢者医療広域連合協議会のほうからも、この保険料の増額について、国においてぜひ全額負担してもらいたいという要望をしているので、今後の国の方針を見ていきたいと思っている」と答弁なさっています。この値上げの結果をどう受けとめていますか。

また、保険料の値上げにより、保険料の滞納、医療機関への受診抑制の増加が懸念されますが、市としてどう考えているのか、あわせて答弁を求めます。

いずれにしても、後期高齢者医療制度が存続する限り、高齢者に負担と差別を押しつけることとなります。医療関係者はもとより国民の声は後期高齢者医療制度の廃止です。強く申し上げておきたいと思います。

最後の質問は、子どもの医療費無料化の年齢拡大を求めて質問します。

子どもを育てる親にとって一番の心配は子どもの病気。お金の心配なしに安心して病院にかかれるよう子どもの医療費を無料にすることは切なる願いであり、このことは論をまたないでしょう。

先日の質問でわが党の田辺昭夫議員が、「子どもの貧困率が14.2%、40人の生徒がいればクラスで6人程度が貧困状態に置かれている」大変な事態になっていることも指摘をされたところです。

先日、岡山県が入院のみ小学6年生まで無料化することを決定し、岡山市はこの6月から入院のみ中学3年生まで無料化を拡大すると発表しました。

本市では、2009年4月から入院分については小学6年生まで無料となり、市長のマニフェストでは、通院分については小学6年生まで無料化を拡大するとあります。

通院分は小学6年生まで、入院分は中学3年生までへの無料化拡大の実施を共に求めますがどうですか。

ぜひ、倉敷市でも積極的な対応をお願いしたいと思います。

以上、質問といたします。